

平成22年4月1日より労働基準法が改正されます！

中小企業のための

わが社の人事制度見直しセミナー

- ◆日時：平成22年 4月28日（水）14：00～16：00
- ◆会場：合同会計 研修会場（高崎市矢中町617-1）
- ◆費用：お一人様2,000円（別日程にて無料個別相談も予定しています）

労働基準法の一部が改正され、平成22年4月1日から施行されます。中小企業の場合「割増率の引き上げ」については一定期間見送られましたが、「サービス残業代の請求」を支援する弁護士の登場など、中小企業にとっては脅威とも言える動きが進みつつあります。

今後の労働環境、経営環境における大きな「経営課題」として、今のうちに対策を進めておかなければなりません。

本セミナーでは法改正の内容を交えながら、中小企業に及ぶ影響や対策しておかなくてはならない項目などについて解説いたします。お客様・お取引先だけではなく、従業員への対策に深い関心をお持ちの経営者様、ぜひご参加お待ちしております。

【法改正の内容】

- ◇時間外労働の割増率引上げ
- ◇割増賃金分の代替休暇取得
- ◇有給休暇の時間単位での付与など

<セミナーの内容>

- ・労働基準法改正部分の解説 改正前とは何が変わったのか？
- ・今や雛型の流用では通用しない！ 自社流の「就業規則・賃金制度」作成のポイントは？
- ・現状把握と改善方向を見極める“組織風土診断”の概要



FAXで今すぐお申込下さい。 FAX 027-347-0994

貴社名	フリガナ	参加者名 (お役職)	フリガナ
			()
TEL		FAX	
業種	※ご記入いただきました個人情報には弊社主催説明会関連以外には使用いたしません。		

◆主催：税理士法人合同会計グループ 株式会社高崎総合コンサルタンツ

お問い合わせ 〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL. 027-347-0993 担当 斉藤 / 竹野谷 迄
URL: <http://www.tsc-gk.co.jp> E-mail: info@t-gk.co.jp